東京労働局発表平成25年5月7日

東京労働局労働基準部安全課 担 安全課長 船井雄一郎 主任安全専門官 渡邉 富雄 当 電話 03-3512-1615

登録発破実技講習機関に対する改善命令処分について

東京労働局(局長 伊岐典子)は、平成25年5月7日、労働安全衛生法に基づく登録発破実技講習機関である社団法人東京都火薬類保安協会に対して、下記のとおり、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下「登録省令」という。)第19条の24の27に基づく改善命令処分を行った。

記

1 処分の対象者

一般社団法人東京都火薬類保安協会(会長 栗原欽吾) 事務所所在地 東京都中央区八重洲2-6-5八重洲五の五ビル2階 登録番号 東京労働局登録発破実技講習機関第1号

2 処分の内容(改善命令)

平成22年3月4日から平成24年9月7日の期間中、厚生労働省告示で定める講習時間を短縮して講習を実施したことから、今後、実施する発破実技講習について、同告示で定める講習時間により講習を行うととともに、当該期間中の受講者に対して補講を行うこと。

3 処分を行った日平成25年5月7日

4 処分の原因となった事実

一般社団法人東京都火薬類保安協会は、発破実技講習を実施するに当たって、告示に定める講習時間以上の講習を行わなければならないのに、これを55分間短縮して講習を行ったものである。

5 その他

同協会においては、前記2の期間以前の期間についても、同様の観点から 調査を行い、不足が認められる場合は、同様の措置を行うとしている。